

# 第三期介護保険事業計画の役割

---

- 介護保険事業計画の役割再考
    - 介護保険の運用
    - サービス基盤整備
    - サービス組織化
  - 地域密着サービスの生活圏単位の整備と運用
  - 地域支援事業の整備と展開
    - 包括的支援事業と選択事業の双方を整備する必要
  - 福祉介護空間整備交付金の役割
  - 地域福祉計画と障害保健福祉計画との関連
-

## 第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)の策定に当たって

### 1. 基本的な考え方

#### 今後の高齢者介護の基本的な方向性】

##### ① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス(地域支援事業・新予防給付)を行い、生活機能の低下を予防

##### ② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 痴呆性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



○ 2015年(平成27年)に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画(～平成26年度)を見据えた目標を設定

○ 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画(～平成20年度)を作成

## 2. 介護予防の推進

### ○地域支援事業の実施

■ 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の5%程度）を対象として地域支援事業を実施

（※）地域支援事業は、市町村の体制整備状況に応じて、平成18年度から順次開始

■ 地域支援事業を実施した高齢者のうちの20%について、要支援・要介護状態となることを防止

（※）地域支援事業の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20%

### ○新予防給付の実施

■ 要支援・要介護1等の者を対象として、新予防給付を実施

■ 新予防給付を受けた高齢者のうちの10%について、要介護2以上への移行を防止

（※）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10%

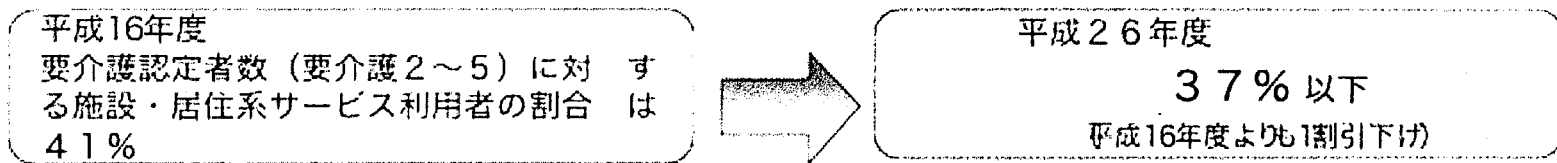
【介護予防の実施による要介護者等のイメージ 全国推計】（注）合計が合わない場合は、四捨五入の関係

		平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
要介護2～5	自然体	210万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	240万人	260万人	290万人（+30万人）
要支援 要介護1	自然体	200万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	260万人	280万人	310万人（+10万人）
地域支援事業 の対象者	自然体	—	140万人	150万人	160万人
	予防効果	—	160万人	180万人	200万人（+40万人）

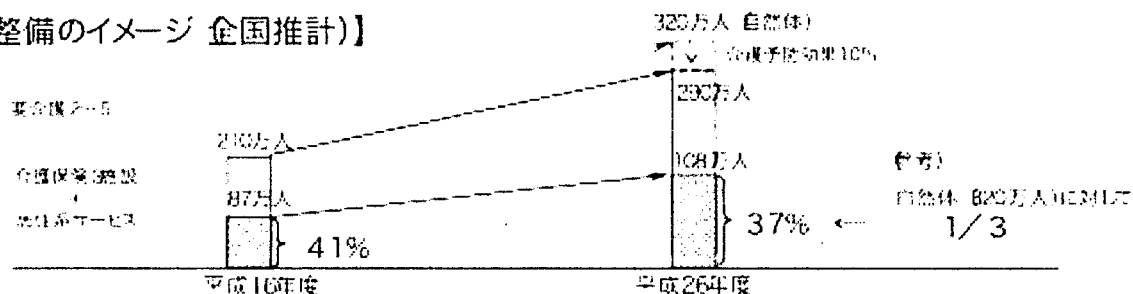
### 3. 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

#### ○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

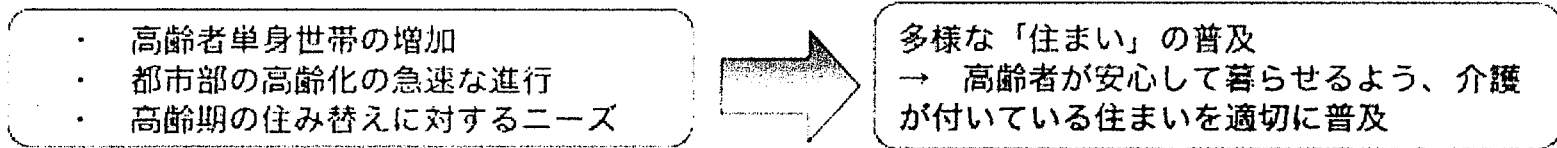
※介護専用の居住系サービス 高齢者高齢者グループホーム 特定施設の一部 介護専用型有料老人ホームを指す



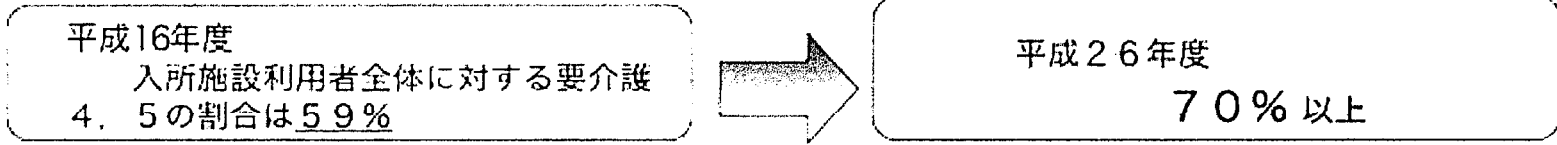
【これからの整備のイメージ 企図推計】



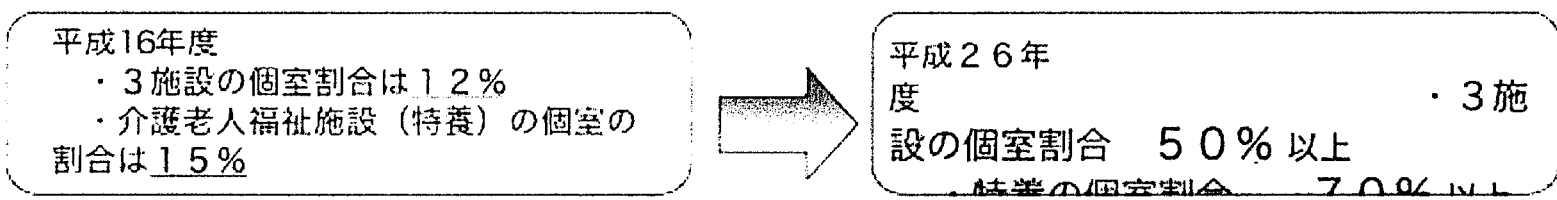
#### ○多様な「住まい」の普及の推進



#### ○介護保険3施設利用者の重度者への重点化



#### ○介護保険3施設の個室化の推進



## 日常生活圏域の設定について

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととしている。日常生活圏域の設定については、以下の事項を総合的に勘案し、保険者ごとに定める。

- 地理的条件
- 人口
- 交通事業その他社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況 等

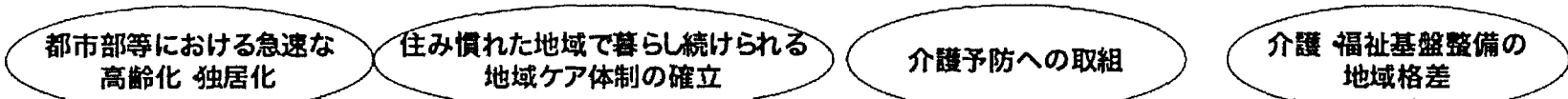
## ○生活圏域の設定事例一覧

〔全国介護保険担当課長会議 11月10日 水〕別冊資料「圏域設定等を試行的に行った市町の事例集」より

	A町	B市	C市	D市
人口	14,580人 (H16.4.30現在)	113,794人 (H16.1.1現在)	620,551人 (H16.1.1現在)	85,193人 (H16.5.1現在)
高齢化率	27.3% (H16.4.30現在)	17.6% (H16.1.1現在)	12.3% (H16.1.1現在)	16.8% (H16.5.1現在)
面積	203.84平方km	12.92平方km	90.41平方km	129.76平方km
圏域数	3圏域	3圏域	18圏域	8圏域
圏域設定の考え方	現市街地、旧市街地、旧産炭地という町の特徴で設定。なお、小学校区とも合致	生活形態（コミュニティ地域）に応じて設定	市で定める保健福祉圏域の小圏域（出張所・公民館単位）で設定	地域づくり活動の単位（公民館単位）を基本として、地域特性、地区間の交流などを考慮して設定

	E市	F市	G市	H市
人口	68,656人 (H16.6.30現在)	77,820人 (H16.4.1現在)	242,049人 (H16.4.1現在)	102,918人 (H16.4.1現在)
高齢化率	17.9% (H16.6.30現在)	16.2% (H16.4.1現在)	21.9% (H16.4.1現在)	24.2% (H16.4.1現在)
面積	76.97平方km	19.18平方km	248.32平方km	558.17平方km
圏域数	9圏域	4圏域	8圏域	3圏域
圏域設定の考え方	公民館の対象区域（おおむね小学校区）で設定	中学校区で設定	旧行政区単位を基本として、地形、人口、居住形態を考慮して設定	合併前の町村部は住民自治協議会の単位、市部は人口集積等を考慮して設定

# 地域再生のための新たな介護・福祉基盤の整備



住み慣れた地域で生活継続が可能な「介護 福祉基盤」の整備が必要

現行の施設整備費補助金

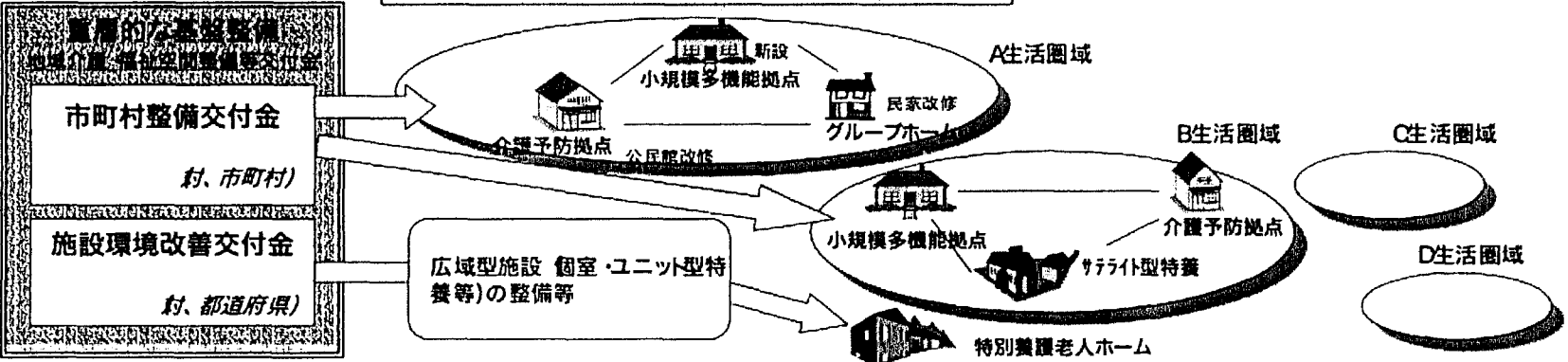
- 個別施設単位で補助
- 特養等大規模施設の点の整備が主流

**地域再生のための補助金改革**

- ①面的な整備の推進**  
地方公共団体が地域の実情を踏まえて策定する面的整備計画を支援
- ②生活圏域ごとに地域密着型サービスを確保**  
生活圏域を単位として、民間の力も活用しながら、小規模 多機能拠点、介護予防拠点等の基盤整備を推進
- ③市町村に対する直接交付**  
国は、直接市町村に対して交付
- ④弾力的な執行**  
国からの交付金については、市町村の裁量により弾力的な執行が可能

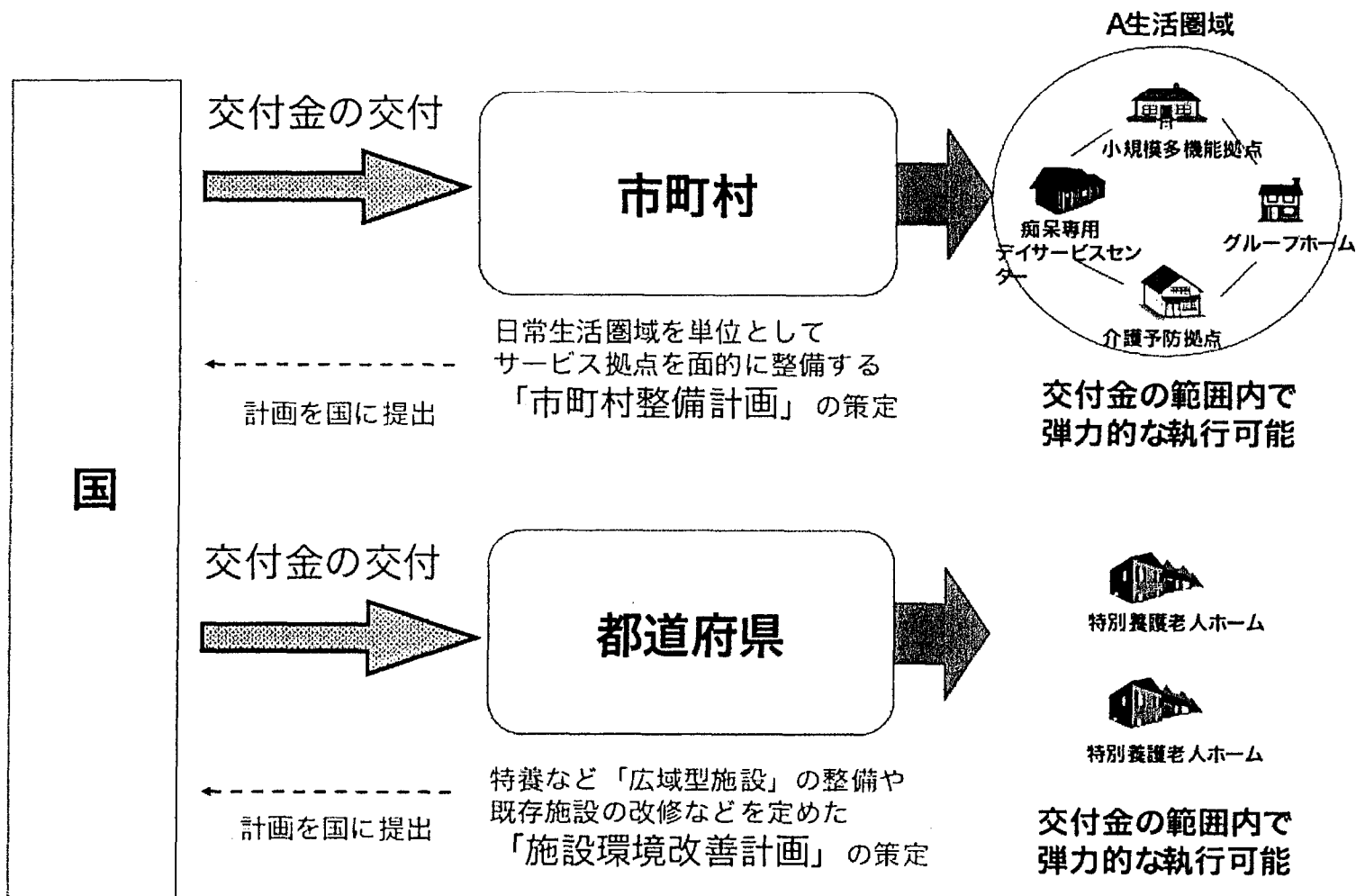
**地域再生のための規制改革 権限移譲**

- ①グループホーム、小規模 多機能サービス等の地域密着型サービスについて、事業者の指定 監督権限を都道府県から市町村に移譲
- ②サテライト型特養について要件緩和



# 地域介護・福祉空間整備等交付金の仕組み

整備の基本方針の策定





# エンジンとしての介護保険にどのような車体を搭載するか

---

介護保険

施設重視型？

地域ケア型

医療支配型？

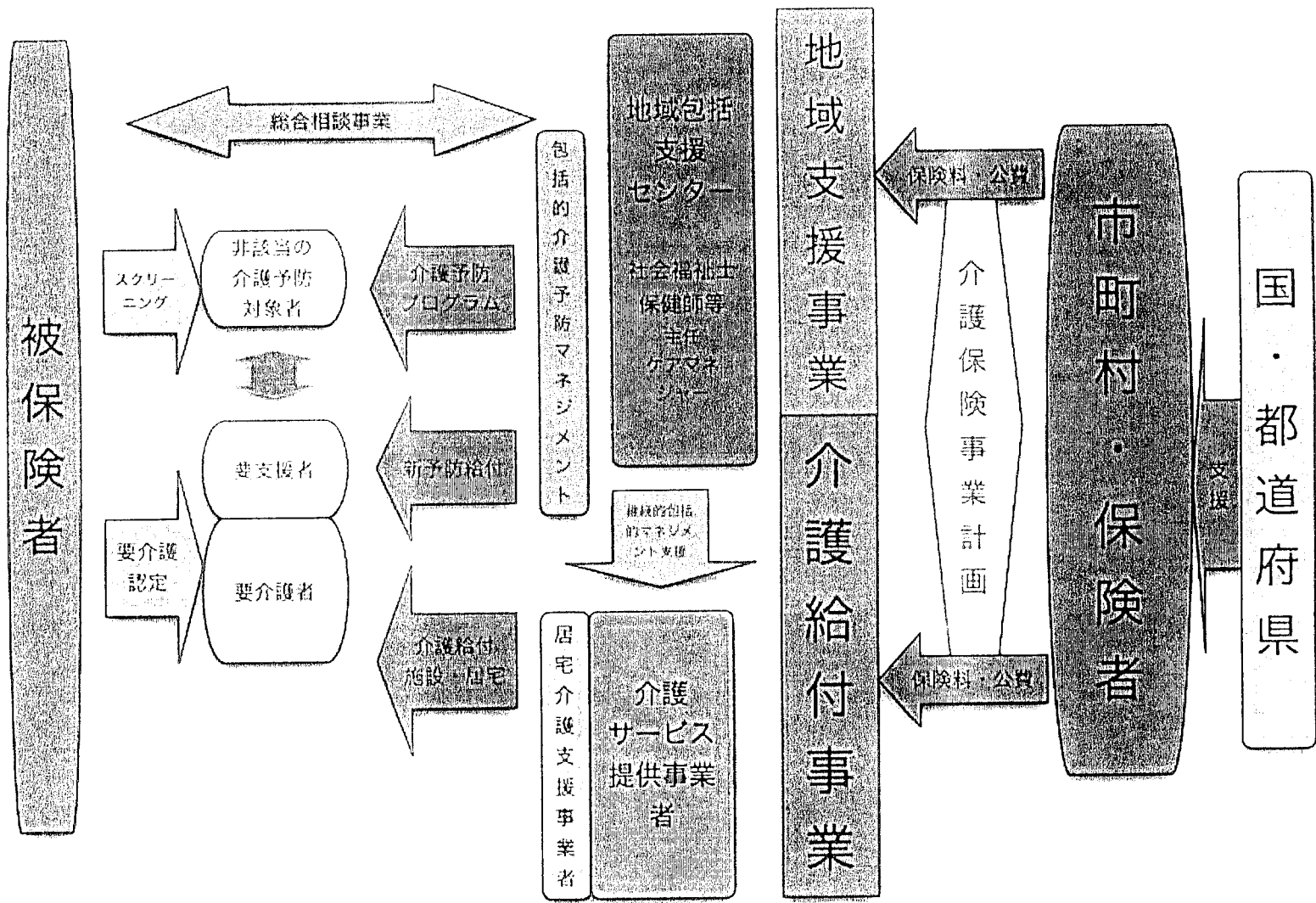
# まとめにかえて

## 期待される市町村の役割

---

- 長期ケアシステムを支えるエンジンとしての介護保険
    - エンジンを活用できる車の設計と運転は市町村
    - 国と都道府県はパーツを提供する
    - それぞれの市町村の事情をふまえた高齢者ケアシステムの再創造
    - 障害者自立支援法に注目し、高齢者ケアと障害者支援を一体的に運用できるような体制整備を
-

# 新しい介護保険システム（再掲）



*END*

